

# 令和5年度旭川市農業委員会6回総会議事録

- 1 開催日 令和5年10月25日(水曜日)
- 2 開催時間 午後2時30分開会 午後2時55分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号
- 4 出席委員 24名  
1番・橋本 幸博      2番・北原 浩美      3番・松原 朗      4番・吉田 豪人  
5番・市田 敏行      6番・佐藤 絢也      7番・佐藤 慎二      8番・川上 和幸  
9番・小出 範之      10番・中島 張      11番・湯浅 光二      12番・楠 栄  
13番・請川 幹恭      15番・只石 博幸      16番・柿木 和恵      17番・廣田 健太郎  
18番・廣瀬 康行      20番・山中 泰典      21番・千代 圭      22番・佐藤 博則  
23番・鈴木 剛      24番・高橋 一政      25番・前田 靖雄      27番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 14番・石尾 卓也      26番・山田 孝
- 6 遅参委員 19番・小竹 一茂
- 7 事務局職員 太田事務局長      小浜事務局次長      栗山副主幹  
西村副主幹      稲場主査      北田主査  
皆川主査      荒主査      正部川主任
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 8番・川上 和幸      9番・小出 範之
- 10 議事内容
  - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の解消に伴う北海道知事への報告について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 旭川農業振興地域整備計画について
  - (5) 議案第5号 現地目証明願について(審議)
  - (6) 議案第6号 農業者年金業務委託契約の締結について
  - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (8) 報告第2号 農地所有適格法人の報告について
  - (9) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
  - (10) 報告第4号 現地目証明願について(専決)
  - (11) 報告第5号 農業者老齢年金裁定請求について

## 1 1 議事録本紙

- 議長（滝川 岳雪） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第6回総会を開会いたします。
- 本日、会長不在のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び委員会規則第8条の規定に基づき、私が議長を務めます。
- 本日の出席委員は、24名でございます。
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜 次長） 事務局  
御報告申し上げます。
- 本日の総会に、14番石尾委員、26番山田委員から、欠席する旨の届出がございました。
- また、19番小竹委員から、遅れる旨の連絡を受けております。
- 以上でございます。
- 議長（滝川 岳雪） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 8番川上委員、9番小出委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- 
- 議長（滝川 岳雪） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転の2件で、地区の内訳は、永山地区1件、東旭川地区1件となっております。
- 番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が農業に精励する案件でございます。
- 番号2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ贈与し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- いずれも、議案補足資料1ページ及び2ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。

○議長（滝川 岳雪） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（佐藤 絢也） 6番・佐藤です。  
番号2番について補足説明いたします。  
譲受人は養蜂業を営んでおり、譲り受ける農地では、スイカやトマト等の花粉交配用のミツバチを増やす目的で、菜種を栽培する予定となっております。  
以上です。

○議長（滝川 岳雪） それでは、番号1番及び2番について審議願います。  
御意見、御質問ありませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（滝川 岳雪） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

---

○議長（滝川 岳雪） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の解消に伴う北海道知事への報告について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。  
日程第2議案第2号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の解消に伴う北海道知事への報告について」を御説明いたします。  
議案の3ページ、合わせて議案補足資料3ページないし7ページを御覧ください。  
本件は、江神地区において発生し、平成31年2月に北海道に報告した違反転用事案についてです。  
農地の借受者が5条転用の許可なく建築物等を設置した事案で、この度、違反者から一部を除き是正が完了した旨、報告書の提出があったものです。  
違反者は現在離農しており、当該農地は別の農業者が買受を希望しております。そのため、農業用施設として活用可能な建物のコンクリート基礎2か所は撤去せず残し、今後、買受希望者が農業用施設として5条許可申請を行う予定です。  
所在地区の委員の現地確認により、コンクリート基礎部分以外の建築物等の撤去及び農地への復元を確認できた旨、北海道へ報告することといたします。  
以上でございます。

○議長（滝川 岳雪） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（佐藤 慎二） 7番・佐藤です。  
発見当時、当該地区には、牧場として畜舎やサイロ、物置などが多数設置されていました。そして見ていただいたら分かるように、それらが撤去され、農地に復元されていることを現地にて確認しましたので報告します。  
以上です

○議長（滝川 岳雪） それでは、議案第2号について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（滝川 岳雪） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

---

○議長（滝川 岳雪） 続きます、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。

○事務局（荒主査） 事務局。  
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは5ページ及び6ページでございます。  
御審議いただきますのは、所有権移転の3件で、全件が東旭川地区となっております。  
集積面積の合計は、6.7haでございます。  
内容について御説明いたします。  
議案の5ページ、利用権設定の番号1番は、農地保有合理化事業に基づく、北海道農業公社による売り渡しでございます。  
議案の番号2番及び3番の2点は、農地移動適正化あっせん事業による売買となっております。  
以上でございます。

○議長（滝川 岳雪） それでは、議案第3号について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（滝川 岳雪） それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

---

○議長（滝川 岳雪） 続きまして、日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（皆川主査） 事務局。

日程第4議案第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは7ページないし9ページ、補足資料の該当ページは9ページないし24ページでございます。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業委員会が市町村整備計画の推進における農地の流動化や農地の利用関係の調整等に重要な役割を担っていることから、農業振興地域の整備に関する施行規則第3条の2の規定に基づいて、旭川市長から意見を求められているものです。

それでは議案の説明に入らせていただきます。

農用地利用計画につきまして、6件の変更案となっております。

番号1番ないし3番につきましては、今後、農地移動適正化あっせん事業による売買が見込まれていることから、農用地区域への編入となる案件です。

番号4番につきましては、道営事業（旭正南第2地区）に伴う区画整理の対象とするため編入となる案件です。

番号5番につきましては、電気通信事業法による施設増設のため除外となる案件です。

番号6番につきましては、経済事情の変動その他情勢の推移から除外されるものであります。

なお、議案に記載されています現況地目は農業振興地域の整備に関する法律に基づいたものであり、農地法の現況主義に基づいた農地台帳上の現況地目とは異なるものであります。

以上でございます。

○議長（滝川 岳雪） それでは、議案第4号について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（滝川 岳雪） それでは、議案第4号について「意義なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することといたします。

---

○議長（滝川 岳雪） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

- 事務局（稲場主査） 事務局。  
日程第5議案第5号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。  
議案の該当ページは11ページないし13ページでございます。  
永山地区で2件、江神地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で1件、合計で6件の願出がありました。  
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。  
以上でございます。
- 議長（滝川 岳雪） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。
- 委員（松原 朗） 3番・松原です。  
番号1番につきまして御説明いたします。  
従前から住宅1棟があることから、農採地以外と判断いたしましたので、御報告いたします。  
以上でございます。
- 議長（滝川 岳雪） それでは、番号1番ないし6番について審議願います。  
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（滝川 岳雪） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり農採地以外とし、証明することに決定いたします。
- 
- 議長（滝川 岳雪） 続きまして、日程第6議案第6号「農業者年金業務委託契約の締結について」を上程いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。  
日程第6議案第6号「農業者年金業務委託契約の締結について」を御説明いたします。議案の該当ページは15ページないし17ページ、補足資料は25ページないし39ページでございます。  
農業者年金業務につきましては、独立行政法人農業者年金基金法第10条第1項にて、農業者年金基金が市区町村やJAへ業務委託できる旨が定められており、同法施行規則第85条にて、市町村へ業務委託する場合は、原則として農業委員会に業務を行わせることとされております。  
本市では、農業者年金基金理事長と市長の間で農業者年金に関する業務委託契約を締結し、旭川市長の権限に属する事務の委任規則第2条第2項第1項にて、農業者年金に関する事務を市長から農業委員会へ委任し、農業委

員会が事務を行っております。

補足資料の25ページをご覧ください。

令和5年9月29日付で、農業者年金基金からこのような通知がありました。内容は、業務委託契約の変更を求めるものであり、農業者年金基金から示された変更後の契約書の案は、議案のとおりでございます。

現在の契約内容は資料26ページないし31ページのとおりでございますが、昭和49年1月1日付で締結した契約をベースとして、昭和52年、平成13年、平成17年にそれぞれ別途契約を結んでおり、昭和49年の契約に後からの契約内容を上乗せする形で存続しております。

資料33ページないし39ページは、変更後の契約書の案と現行契約の対照表となっておりますが、今、ご説明いたしましたように現行契約は契約時期が異なる4つの契約で構成されておりますので、現行部分の表記が複雑になっていることをご了承ください。

今回の契約変更に関する大きなポイントは、主に次の2点でございます。

1つ目は、農業者年金基金からの通知文書にも記載がございますが、令和4年4月に改正個人情報保護法が施行されたことに伴い、情報の取扱いに関する規定について変更や追加の必要性が生じたことによるものであり、基金の契約書変更案では第3条ないし第5条、第10条、第12条において条項の新規追加や規定内容の見直しが行われております。

2つ目のポイントは、従前の契約変更が既存契約の上書きで対応していたのに対し、今回は変更契約を結ぶことで、これまでの契約は失効するとしていることとあります。今回、このような取扱いとすることについて、通知文書には説明が記載されていなかったため農業者年金基金へ電話にて確認いたしましたところ、主に2つの理由から、今回は上書きする方式ではなく、新しい契約書を作成することにしたとの説明がありました。

まず、理由の1つ目は、上書き方式では複数の有効な契約書が存在し、契約内容がわかりにくくなることから、契約内容を整理してわかりやすくするため、2つ目は、最初の契約からおよそ50年が経過したため、自治体によっては契約書の所在が不明となっている事例もあり、また、東日本大震災で被災した地域では、保管文書が全て消失した自治体もあったことから、見直しが必要なこの機会にあらためて契約書を作成することが妥当だと判断した、とのこととございました。

事務局といたしましては、農業者年金基金から提示された変更契約書の案には、契約の締結に特段の支障がある条項等は無く、かつ、市内には現在、農業者年金の加入者と待機者が合わせて約300名、受給者が約900名おりまして、これらの方々への対応を市が行わないことにはならないこと、それから、未加入者への制度の周知等も重要であることから、農業者年金基金の提示内容で業務委託契約を締結し、市が農業者年金業務を担うことが妥当と考えております。つきましては、農業者年金基金から提示された内容で契約を締結することについての御審議をお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（滝川 岳雪） それでは、議案第6号について審議願います。  
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（滝川 岳雪） それでは、議案第6号について「異議なし」と認め、農業者年金基金から提示された内容で契約を締結することに決定いたします。
- 
- 議長（滝川 岳雪） 引き続き、報告案件について進めてまいります。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（北田主査） 事務局。  
日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規程による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは19ページないし24ページでございます。  
本件につきましては、報告対象期間中に10件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区2件、永山地区3件、東旭川地区5件となっております。  
届出の内容は、全件が相続による所有権の移転でございます。  
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。  
以上でございます。
- 議長（滝川 岳雪） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（滝川 岳雪） それでは、報告第1号を終わります。
- 
- 議長（滝川 岳雪） 次に、日程第8報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場主査） 事務局。  
日程第8報告第2号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたし

ます。議案の該当ページは25ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に5件の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきましては、補足資料41ページないし45ページの「農地所有適格法人要件確認書」とおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（滝川 岳雪） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（滝川 岳雪） それでは、報告第2号を終わります。

---

○議長（滝川 岳雪） 次に、日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場主査） 事務局。

日程第9報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは27及び28ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、永山地区で1件、東旭川地区2件、合計3件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（滝川 岳雪） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（滝川 岳雪） それでは、報告第3号を終わります。

---

○議長（滝川 岳雪） 次に、日程第10報告第4号「現地目証明願いについて（専決）」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

---

○委員（小竹 一茂） （入室・着席）

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第10報告第4号「現地目証明願について（専決）」を御説明いたします。議案の該当ページは29ページでございます。

本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が5件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び旭川市農業委員会現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（滝川 岳雪） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（滝川 岳雪） それでは、報告第4号を終わります。

---

○議長（滝川 岳雪） 次に、日程第11報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（北田主査） 事務局。

日程第11報告第5号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案の該当ページは31ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に新制度の老齢年金裁定請求が1件ありました。

内容が適正なことを確認しましたので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付したことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（滝川 岳雪） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

---

---

○議長（滝川 岳雪）

それでは、報告第5号を終わります。

以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第6回総会を閉会いたします。